平成２９年（フ）第６号
北海道浦河郡浦河町東町うしお１丁目７番38号
債務者　井上　文子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第９号
北海道浦河郡浦河町常盤町42番地の２
債務者　渡邊さや可
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠６番地585
債務者　江渡惠美子
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
青森県八戸市柏崎１丁目15番12号　目時アパート１号、前住所青森県八戸市大字湊町字久保35番地１
債務者　杉本　俊壽
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
群馬県みどり市笠懸町鹿4431番地７
債務者　菅野　智之
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２２号
群馬県みどり市大間々町大間々639番地５　みすみハウス６
債務者　菅原　信吾
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３９８号
岐阜県下呂市幸田1550番地　みのり荘寮21号室、申立時の住所新潟市中央区川岸町３丁目17番地28（旧住所）新潟県小千谷市東栄２丁目３番８号
債務者　井口　貴之
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６２号
山梨県中央市西花輪2249番地10　福田レジデンス106
債務者　中沢　法子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
山梨県山梨市小原東12番地　セフィラツルタ205号、前住所山梨県山梨市小原東69番地　ヴェルドミールＣ　202
債務者　清水しのぶ
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
山梨県山梨市東504番地
債務者　反田　清香
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
三重県四日市市久保田２丁目５番24号　メゾンプロムナ１Ｃ
債務者　蛇石　清文
1　決定年月日時　平成29年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
京都府八幡市男山香呂４番地－Ａ43－501、前住所広島市安佐南区中筋３丁目９番６－２－101号　エスペランス中筋Ｂ
債務者　引野　友紀（旧姓出川）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
京都市西京区川島粟田町11番地12　有楽荘３号
債務者　渡邉　和雄
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
京都市伏見区向島丸町４番地の７　向島市営住宅８－３棟703号
債務者　藤村　文子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６２号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地６棟502号
債務者　髙橋　政美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
京都市中京区壬生森町56番地８　ランドマークハヤシ　305号
債務者　秋川　康次
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係